

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (46) ..... 2
- 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例 (47) ..... 2

### 規 則

- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (97) ..... 2
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則 (98) ..... 3
- 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (99) ..... 3
- 世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則 (100) ..... 4
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (101) ..... 4

### 告 示

- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (769) ..... 4
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (770) ..... 4
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (771) ..... 4
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (772) ..... 4
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示 (773) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (774) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (775) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (776) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (777) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (778) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (779) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (780) ..... 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (781) ..... 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (782) ..... 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (783) ..... 6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (784) ..... 6

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (785) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (786) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (787) ..... 6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (788) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (789) ..... 6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (790) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (791) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (792) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (793) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (794) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (795) ..... 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (796) ..... 7
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示 (797) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (798) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (799) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (800) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (801) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (802) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (803) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (804) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (805) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (806) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (807) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (808) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (809) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (810) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (811) ..... 9
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (812) ..... 9

- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (813) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (814) ..... 9
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (815) ..... 9
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (816) ..... 9
- 地方自治法に基づく令和3年度世田谷区各会計歳入歳出決算の公表 (817) ..... 9
- 地方自治法に基づく予算の公表 (818) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (819) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (820) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (821) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (822) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (823) ..... 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (824) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (825) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (826) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (827) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (828) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (829) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (830) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (831) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (832) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (833) ..... 11
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (834) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (835) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (836) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (837) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示

(838).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(839).....11

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(840).....11

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(841).....12

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(842).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(843).....12

○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(844).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(845).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(846).....12

○世田谷区立桜丘区民センターの供用中止の告示(847).....12

○世田谷区立世田谷地区会館の供用中止の告示(848).....12

○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立瀬田農業公園の区域変更の告示(849).....12

**公 告**

○都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(78).....12

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(79).....12

○住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(80).....12

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(81).....12

○都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(82).....13

○建築基準法に基づく公聴会開催の公告(83).....13

○世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく世田谷区立健康増進・交流施設の指定管理者の指定の公告(84).....13

○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の取消しの公告(85).....13

○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の取消しの公告(86).....13

○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告(87).....13

○世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例に基づく世田谷区立スカイキャロット展望ロビーの指定管理者の指定の公告(88).....14

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(89).....14

○生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定及び指定解除の公告(90).....14

○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(91).....15

**告 示(教)**

○世田谷区教育委員会公印規程の一部を改正する告示(5).....15

○世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則(1).....15

**告 示(監)**

○地方自治法に基づく住民監査請求に係る監査結果の公表(6).....15

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
令和4年10月25日  
世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区条例第46号**  
世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第47号**  
世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「委員会に出席したとき」の次に「(世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号)第12条の2第1項に規定するオンラインによる方法を用いて委員会に参加し、同条第3項の規定により委員会に出席したとみなされたときを除く。)」を加える。

**附 則**  
この条例は、令和4年11月1日から施行する。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。  
(委員会の開会方法の特例)

第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)その他の重大な感染症のまん延又は大規模災害等の発生により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を用いて参加することを認める委員会を開くことができる。ただし、第17条の秘密会については、この限りでない。

2 オンラインによる方法を用いて委員会への参加を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 オンラインによる方法を用いて委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を用いて参加することを認める委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。  
第18条に次の1項を加える。

2 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定により出席を求められた者について準用する。この場合において、同条第2項中「委員長」とあるのは、「議長を経て委員会」と読み替えるものとする。

**附 則**  
この条例は、令和4年11月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年10月31日  
世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区規則第97号**  
世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第98号**  
世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第99号**  
世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第100号**  
世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第101号**  
世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第16条の2第1項の規定により徴税吏員が納付又は納入の委託を受けることができる有価証券は、券面金額が納付又は納入の委託の目的であるその区税に係る徴収金の合計額を超えないもので、次に掲げるもののうち最近において取立てが確実と認められるものとする。

(1) 区の指定金融機関が加入している手形交換所に加入している銀行を支払人として、法第16条の2第3項に規定する金融機関の名称(店舗名を含む。)を記載した特定線引の小切手であって、次のいずれかに該当するもの

ア 振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、区長を受取人とするもの

イ 振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が区長の取立てのための裏書をしたもの

(2) 区の指定金融機関が加入している手形交換所に加入している銀行を支払場所とする約束手形又は為替手形であっ

て、次のいずれかに該当するもの  
ア 約束手形にあっては振出人、為替手形（自己あて為替手形に限る。）にあっては支払人が納付又は納入の委託をする者であるときは、区長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの

イ 約束手形にあっては振出人、為替手形（引受のあるものに限る。）にあっては支払人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が区長に取立てのための裏書をしたもの  
附 則

この規則は、令和4年11月2日から施行する。

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

世田谷区立岡本の丘ファミリー農園	東京都世田谷区岡本二丁目34番15号
世田谷区立岡本前耕地ファミリー農園	東京都世田谷区岡本二丁目15番35号
世田谷区立上祖師谷二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区上祖師谷二丁目31番7号
世田谷区立千歳台二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区千歳台二丁目14番20号

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成4年7月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例施行規則

第1条中「世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例」を「世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例」に改める。

第4条中「子ども」を「子ども等」に、「ものが」を「者が」に改める。

第8条の見出しを「医療証の交付申請等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「子ども医療費助成制度受給資格認定申請書」を「子ども等医療費助成制度受給資格認定申請書」に改め、同項第1号中「子ども（乳幼児及び児童をいう。以下同じ。）」を「当該申請をする者が子ども等」に改め、同項第2号及び第3号中「子ども」を「子ども等」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 区長は、条例第5条第1項の規定により申請があった場合において、受給資格の認定をしたときは、当該申請をした者

に対し、乳幼児については乳幼児医療証（第3号様式）を交付し、又は子ども等医療費助成制度受給資格認定通知書（第3号の2様式。以下「認定通知書」という。）により当該認定の内容を通知し、児童については子ども医療証（第3号の3様式）を交付し、又は認定通知書により当該認定の内容を通知し、高校生等については高校生等医療証（第3号の4様式）を交付し、又は認定通知書により当該認定の内容を通知し、受給資格の認定をしないことを決定したときは、当該申請をした者に対し、子ども等医療費助成制度受給資格認定申請却下決定通知書（第4号様式）によりその旨を通知する。

3 区長は、保護者がその保護する乳幼児について前項の規定による乳幼児医療証の交付又は認定通知書による通知を受けた場合において、当該乳幼児が6歳に達する日後の最初の4月1日において児童に該当し、かつ、当該保護者が引き続き対象者であるときは、当該保護者に対し子ども医療証を交付し、又は認定通知書により受給資格の認定の内容を通知するものとする。  
第8条に次の1項を加える。

4 区長は、保護者がその保護する児童について前2項の規定による子ども医療証の交付又は認定通知書による通知を受けた場合において、当該児童が15歳に達する日後の最初の4月1日において高校生等に該当し、かつ、当該保護者が引き続き対象者であるときは、当該保護者に対し高校生等医療証を交付し、又は認定通知書により受給資格の認定の内容を通知するものとする。

第9条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「超えない」を「、高校生等については当該高校生等が18歳に達する日以後の最初の3月31日を超えない」に改め、同項第2号中「該当した日」を「該当するに至った日」に改め、同条第2項中「子ども」を「子ども等」に、「該当した日」を「該当するに至った日」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「区長が前条第3項」に、「より通知」を「よる通知を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長が前条第4項の規定により高校生等医療証を交付し、又は認定通知書による通知をしたときは、児童が15歳に達する日後の最初の4月1日を有効期間の初日とする。

第10条第1項中「及び子ども医療証」を「、子ども医療証及び高校生等医療証」に、「子ども医療費助成制度医療証再交付申請書」を「子ども等医療費助成制度医療証再交付申請書」に改める。

第11条中「子ども」を「子ども等」に改める。

第12条第1項中「子ども医療費助成費支給申請書」を「子ども等医療費助成費支給申請書」に改め、同条第2項ただし書中「子ども」を「子ども等」に改め、同条第4項中

「子ども医療費助成費支給決定通知書」を「子ども等医療費助成費支給決定通知書」に、「子ども医療費助成費支給申請却下決定通知書」を「子ども等医療費助成費支給申請却下決定通知書」に改める。

第13条第1項中「子ども医療費助成制度申請事項変更届」を「子ども等医療費助成制度申請事項変更届」に、「子ども医療費助成制度受給資格消滅・辞退届」を「子ども等医療費助成制度受給資格消滅・辞退届」に改める。

第14条第1項中「子ども医療費助成制度受給資格消滅通知書」を「子ども等医療費助成制度受給資格消滅通知書」に改める。

第16条中「子ども」を「子ども等」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（高校生等に係る特例）

第16条の2 条例第13条の2第1項の規定により高校生等を対象者とする場合における第8条第1項及び第2項、第11条、第12条第2項並びに前条の規定の適用については、第8条第1項各号列記以外の部分中「第5条第1項」とあるのは「第13条の2第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、同項第1号中「子ども等を保護する者」とあるのは「対象者」と、同項第2号及び第3号中「子ども等」とあるのは「当該申請をする者」と、同条第2項中「第5条第1項」とあるのは「第13条の2第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第11条中「子ども等」とあるのは「対象者」と、第12条第2項中「子ども等」とあるのは「対象者」と、前条中「有効期間、その保護する子ども等の氏名」とあるのは「有効期間」とする。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第3号の2様式中「子ども医療費助成制度受給資格認定通知書」を「子ども等医療費助成制度受給資格認定通知書」に、「子ども医療費助成制度に」を「子ども等医療費助成制度に」に、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

第3号の3様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第3号の3様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第4号様式中「子ども医療費助成制度受給資格認定申請却下決定通知書」を「子ども等医療費助成制度受給資格認定申請却下決定通知書」に、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

第5号様式中「子ども医療費助成制度医療証再交付申請書」を「子ども等医療費助成制度医療証再交付申請書」に、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

第6号様式中「子ども医療費助成費支給申請書」を「子ども等医療費助成費支給申請書」に、「子ども医療費助成制度」を「子ども

等医療費助成制度」に改め、「㊦」を削り、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

第7号様式中「子ども医療助成費支給決定通知書」を「子ども等医療助成費支給決定通知書」に、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

第8号様式中「子ども医療助成費支給申請却下決定通知書」を「子ども等医療助成費支給申請却下決定通知書」に、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

様式省略

第11号様式中「子ども医療費助成制度受給資格消滅通知書」を「子ども等医療費助成制度受給資格消滅通知書」に、「子ども医療費助成制度の」を「子ども等医療費助成制度の」に、「子ども氏名」を「子ども等氏名」に改める。

附則

1 この規則は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第6号様式の改正規定(「㊦」を削る部分に限る。)、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第44号)による改正後の世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(平成4年6月世田谷区条例第52号)(以下「新条例」という。))第5条第1項(新条例第13条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する受給資格の認定に係る申請並びに同条第2項の規定による認定及び医療証の交付又は認定の通知は、その者が施行日に対象者に該当することを条件として、施行日前においても、この規則による改正後の世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。))第8条、第1号様式、第3号様式、第3号の2様式、第3号の3様式及び第3号の4様式の例によりすることができる。

3 新規則第8条第2項の規定による受給資格の認定をしないことを決定した旨の通知は、施行日前においても、同項及び第4号様式の例によりすることができる。

4 施行日の前日において児童を保護する者で、子ども医療証の交付又は認定通知書(新規則第8条第2項に規定する認定通知書をいう。以下同じ。))による通知を受けているもののうち、施行日において当該児童が高校生等(新条例第2条第1項第3号に規定する高校生等をいう。以下同じ。))に該当することによって新条例による対象者(新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。))となるものに対する受給資格の認定の通知は、新規則第9条の規定にかかわらず、施行日を有効期間(新規則第9条第1項に規定する有効期間をいう。以下同じ。))の初日とする高校生等医療証又は認定通

知書により行うものとする。

5 施行日以後に高校生等を保護する者(前項に規定する者を除く。)で、新条例による対象者に該当するものうち、令和5年6月30日までに新規則第8条第1項の規定による申請を行ったものについては、新規則第9条の規定にかかわらず、有効期間の初日は、当該対象者に該当するに至った日とする。

6 新条例第13条の2第1項の規定により高校生等を対象者とする場合における前項の規定の適用については、同項中「高校生等を保護する者」とあるのは、「対象者」とする。

7 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式、第3号の2様式及び第3号の3様式の規定により作成され、交付されている乳幼児医療証、子ども医療費助成制度受給資格認定通知書及び子ども医療証は、新規則第3号様式、第3号の2様式及び第3号の3様式の規定により作成され、交付されている乳幼児医療証、子ども等医療費助成制度受給資格認定通知書及び子ども医療証とみなす。

8 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第5号様式、第6号様式、第9号様式及び第10号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区歯科技工士法施行細則(平成9年3月世田谷区規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式中「(注) 届出の際には、免許証の本証を提示すること。」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区歯科技工士法施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「東京手形交換参加地域及び横浜手形交換参加地域」を「当該歳入を収納する出納員又は区の指定金融機関若しくは収納代理金融機関が加入している手形交換所の参加地域」に改める。

附則

この規則は、令和4年11月2日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第769号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各内地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第770号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第1種高度地区
世田谷区上祖師谷二丁目地内
追加する部分
25m第2種高度地区
世田谷区上祖師谷二丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第771号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区の全域
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第772号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世

田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称  
世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域  
世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第773号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称  
世田谷西部地域上祖師谷・給田地区補助54号線沿道地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域  
世田谷区上祖師谷二丁目地内
- 3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称  
世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画
- 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類  
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号及び第4号に掲げる建築行為等
- 5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期  
令和4年11月2日

◎世田谷区告示第774号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D335-02
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川田園調布二丁目725番15の内

- 3 変更の区域  
延長 8.00メートル  
幅員 0.35メートル  
面積 2.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月3日

◎世田谷区告示第775号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-48
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢一丁目5番53の内
- 3 変更の区域  
延長 12.63メートル  
幅員 0.04メートル  
面積 0.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月3日

◎世田谷区告示第776号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G278
- 2 廃止する起終点  
世田谷区松原一丁目526番6地先無番から526番6地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年10月3日

◎世田谷区告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原三丁目951番44の内
- 3 変更の区域  
延長 14.32メートル  
幅員 0.55メートルから  
0.77メートルまで  
面積 9.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月3日

◎世田谷区告示第778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目214番3の内
- 3 変更の区域  
延長 9.82メートル  
幅員 1.63メートルから  
1.64メートルまで  
面積 17.05平方メートル

◎世田谷区告示第779号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋五丁目1113番15の内
- 3 変更の区域  
延長 6.23メートル  
幅員 0.10メートルから  
0.11メートルまで  
面積 0.67平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月3日

◎世田谷区告示第780号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D180-14
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目349番1の内
- 3 変更の区域  
延長 12.54メートル  
幅員 0.67メートルから  
0.68メートルまで  
面積 8.55平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月3日

◎世田谷区告示第781号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規

令和4年10月4日

定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第782号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第783号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第784号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年10月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2898号
- 2 指定年月日 令和4年10月3日
- 3 指定の位置 世田谷区上用賀四丁目149番1の一部、149番2の一部及び150番1の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 18.64メートル
- 6 申請者氏名 金子 勝治

◎世田谷区告示第785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目870番2の内
- 3 変更の区域
  - 延長 10.00メートル
  - 幅員 0.24メートルから0.38メートルまで
  - 面積 3.14平方メートル
- 4 供用開始の期日

◎世田谷区告示第786号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目443番23の内
- 3 変更の区域
  - 延長 7.53メートル
  - 幅員 0.58メートルから0.68メートルまで
  - 面積 4.79平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年10月5日

◎世田谷区告示第787号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 13-D481-03
- 2 変更の区間 世田谷区野沢二丁目72番3の内
- 3 変更の区域
  - 延長 2.44メートル
  - 幅員 0.07メートルから0.10メートルまで
  - 面積 0.21平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年10月5日

◎世田谷区告示第788号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和4年10月6日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道
- 2 指定区間 世田谷区世田谷四丁目26番先から世田谷四丁目25番先まで
- 3 指定年月日 令和4年10月6日

◎世田谷区告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
- 2 供用開始の区間 世田谷区北沢三丁目571番15
- 3 供用開始の区域
  - 延長 13.38メートル
  - 幅員 0.96メートルから1.10メートルまで
  - 面積 14.83平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年10月7日

◎世田谷区告示第790号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2902号
- 2 指定年月日 令和4年10月6日
- 3 指定の位置 世田谷区喜多見三丁目425番1の一部及び425番8の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 14.33メートル
- 6 申請者氏名 石井 勇

◎世田谷区告示第791号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区下馬六丁目51番82地先無番
- 3 変更の区域
  - 延長 7.30メートル
  - 幅員 1.22メートル
  - 面積 8.95平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年10月7日

◎世田谷区告示第792号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年10月7日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-G112
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区下馬六丁目51番6地先無番から51番45地先無番まで  
(新) 世田谷区下馬六丁目51番6地先無番から51番39地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年10月7日

◎世田谷区告示第793号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年10月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-G112-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区下馬六丁目51番47地先無番から51番45地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見六丁目2781番5地先無番から2781番4地先無番まで
- 3 変更の区域  
延長 19.39メートル  
幅員 0.66メートル  
面積 12.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月11日

◎世田谷区告示第795号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

- 45-G220
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区喜多見六丁目2781番2地先無番から2781番1地先無番まで  
(新) 世田谷区喜多見六丁目2781番2地先無番から2781番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年10月11日

◎世田谷区告示第796号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年10月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ファミリーケア  
心の家久が原
- 2 事業所の所在地  
東京都大田区久が原一丁目28番2号
- 3 事業者の名称  
株式会社ライト  
サンズグループ
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年9月30日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所  
介護

◎世田谷区告示第797号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 整理番号  
40-1
- 2 指定年月日  
令和4年10月14日
- 3 指定区間  
世田谷区世田谷四丁目21番先
- 4 指定区域  
延長 150.79メートル  
幅員 0.00メートルから  
6.12メートル  
面積 421.20平方メートル

◎世田谷区告示第798号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原六丁目311番16から311番8の内まで
- 3 変更の区域

- 延長 16.81メートル
- 幅員 0.17メートル
- 面積 2.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月14日

◎世田谷区告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
58-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷四丁目1125番2
- 3 変更の区域  
延長 30.03メートル  
幅員 0.56メートルから  
0.64メートルまで  
面積 19.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月14日

◎世田谷区告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目88番6の内から88番12の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.42メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.11メートルまで  
面積 1.46平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月14日

◎世田谷区告示第801号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
31-8
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1124番102の内
- 3 変更の区域  
延長 6.59メートル  
幅員 0.16メートルから

世田谷区公報

0.17メートルまで  
面積 1.15平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月14日

◎世田谷区告示第802号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月14日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区上馬三丁目856番8の内  
3 変更の区域  
延長 9.73メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 6.29平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月14日

◎世田谷区告示第803号  
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月14日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定番号  
11-D318-04  
2 変更の区間  
世田谷区北沢三丁目913番59の内  
3 変更の区域  
延長 12.58メートル  
幅員 0.40メートルから  
0.41メートルまで  
面積 5.16平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月14日

◎世田谷区告示第804号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月17日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目59番16の内  
3 変更の区域  
延長 6.56メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで

面積 1.10平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月17日

◎世田谷区告示第805号  
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月17日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定番号  
12-D197-04  
2 変更の区間  
世田谷区太子堂五丁目163番9の内  
3 変更の区域  
延長 10.00メートル  
幅員 0.60メートルから  
0.75メートルまで  
面積 6.77平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月17日

◎世田谷区告示第806号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区成城五丁目607番10から  
607番8まで  
3 変更の区域  
延長 24.77メートル  
幅員 0.11メートル  
面積 2.86平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月18日

◎世田谷区告示第807号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目369番13の内  
から369番18の内まで  
3 変更の区域  
延長 17.42メートル  
幅員 0.17メートルから

0.36メートルまで  
面積 5.82平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月18日

◎世田谷区告示第808号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区成城三丁目1285番4の内  
3 変更の区域  
延長 20.96メートル  
幅員 0.56メートルから  
0.65メートルまで  
面積 12.60平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月18日

◎世田谷区告示第809号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月19日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
43-10  
2 変更の区間  
世田谷区岡本一丁目1264番23  
3 変更の区域  
延長 11.87メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 11.88平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月19日

◎世田谷区告示第810号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年10月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月19日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目1447番15の内  
3 変更の区域  
延長 9.91メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 6.27平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年10月19日

◎世田谷区告示第811号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷三丁目39番33の内
- 3 変更の区域  
延長 8.75メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 5.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年10月19日

◎世田谷区告示第812号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年10月20日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第813号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年10月21日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第814号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年10月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
経堂リハビリデイサービス
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区宮坂三丁目20番3-102号
- 3 事業者の名称  
有限会社コスモ・リバース
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年8月29日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第815号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢70歳代

位の女性、身長152センチメートル、中肉、白髪茶色染め、髪の長さ頭頂部25センチメートル、鼻右下にいぼ、鼻周辺にそばかす。

上記の者は令和2年3月12日午後9時0分、東京都世田谷区駒沢公園1番1号都立駒沢オリンピック公園チリリン広場で発見されました。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第816号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢40歳位の男性、身長168センチメートル位、中肉、髪普通白髪混じり、右下腹部に約5センチメートル位の手術痕、着衣緑色チェック柄シャツ、灰色Tシャツ、黒色ズボン、灰色ボクサーパンツ、灰色靴下、灰色スニーカー、所持品肩掛けバッグ、衣類、眼鏡2個、鍵4本、黒色スポーツウォッチ、懐中電灯、地図。

上記の者は令和2年10月18日午後8時34分、東京都世田谷区松原一丁目58番京王線代田橋4号踏切内において死亡しました。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第817号

令和4年10月21日世田谷区議会において認定された次の決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年10月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和3年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 3 令和3年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 4 令和3年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算
- 5 令和3年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算

別添省略

◎世田谷区告示第818号

令和4年10月21日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年10月21日

世田谷区長 保坂展人

令和4年度世田谷区一般会計補正予算(第4次)

別添省略

◎世田谷区告示第819号

区管理水路を次のように廃止するので、

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z104
- 2 区間  
世田谷区大蔵六丁目32番4地先無番から37番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年10月24日

◎世田谷区告示第820号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z105
- 2 区間  
世田谷区大蔵六丁目65番1地先無番から64番2地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年10月24日

◎世田谷区告示第821号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z322
- 2 区間  
世田谷区大蔵六丁目5000番20の内
- 3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第822号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z323
- 2 区間  
世田谷区大蔵六丁目5000番20の内から鎌田四丁目5000番24の内まで

<p>3 用途 区管理水路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第823号</p> <p>区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。</p> <p>この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 45-Z324</p> <p>2 区間 世田谷区大蔵六丁目5000番20の内</p> <p>3 用途 区管理水路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第824号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-D182-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区羽根木一丁目991番17の内</p> <p>3 変更の区域 延長 16.86メートル 幅員 0.09メートルから 0.22メートルまで 面積 2.01平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年10月24日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第825号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜二丁目614番5の内から614番6まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.45メートル 幅員 0.00メートルから 0.43メートルまで 面積 2.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年10月24日</p>
---

<p>◎世田谷区告示第826号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 グループホームたのしい家喜多見</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目9番15号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ケア21</p> <p>4 指定年月日 令和4年11月1日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第827号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和4年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ノースポールのケア介護</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目13番12号駒沢タカビル505</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ノースポールのケア介護</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年10月11日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第828号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和4年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リベルタ池上</p> <p>2 事業所の所在地 東京都大田区池上四丁目9番7号リッシュ池上1F</p> <p>3 事業者の名称 株式会社リバー</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年10月13日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第829号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>
--

<p>この関係図面は、令和4年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 30-13</p> <p>2 変更の区間 世田谷区世田谷一丁目247番20の内</p> <p>3 変更の区域 延長 14.50メートル 幅員 0.20メートルから 0.21メートルまで 面積 3.07平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年10月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第830号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 46-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目92番83から92番81まで</p> <p>3 変更の区域 延長 18.87メートル 幅員 0.12メートルから 0.13メートルまで 面積 2.39平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年10月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第831号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和4年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ななほしケアステーション</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢六丁目22番14号自由が丘ハイム101号室</p> <p>3 事業者の名称 株式会社星明</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年10月7日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第832号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年10月26日</p>
---

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 (1) 28-1  
 (2) 28-1

2 変更の区間  
 (1) 世田谷区北沢五丁目755番15の内  
 (2) 世田谷区北沢五丁目752番14の内

3 変更の区域  
 (1) 延長 6.05メートル  
 幅員 0.10メートルから  
 0.15メートルまで  
 面積 0.76平方メートル  
 (2) 延長 7.57メートル  
 幅員 0.13メートルから  
 0.17メートルまで  
 面積 1.10平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和4年10月26日

◎世田谷区告示第833号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区新町一丁目207番7から207番19まで

3 変更の区域  
 延長 14.59メートル  
 幅員 1.09メートル  
 面積 15.89平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和4年10月26日

◎世田谷区告示第834号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月27日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類  
 東京都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域  
 削除する部分  
 世田谷区赤堤二丁目、桜上水二丁目、等々力七丁目、中町二丁目、中町三丁目、瀬田二丁目、千歳台二丁目、千歳台三丁目、喜多見一丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目、南烏山二丁目及び上用賀六丁目各地内  
 追加する部分  
 世田谷区等々力四丁目、成城四丁目、喜多見九丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷四丁目、北烏山四丁目、上祖師谷六丁目、千歳台二

丁目、砧六丁目及び給田三丁目各地内

3 縦覧場所  
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第835号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
 22-G028-02

2 一部を廃止する起終点  
 (旧)世田谷区上北沢一丁目727番6地先無番から675番27まで  
 (新)世田谷区上北沢一丁目727番6地先無番から680番8地先無番まで

3 廃止の期日  
 令和4年10月28日

◎世田谷区告示第836号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区喜多見八丁目2351番6地先無番から2270番1地先無番まで

3 変更の区域  
 延長 147.61メートル  
 幅員 2.43メートルから  
 3.00メートルまで  
 面積 404.85平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和4年10月28日

◎世田谷区告示第837号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 (1) 44-Z040  
 (2) 44-Z042

2 区間  
 (1) 世田谷区喜多見八丁目2266番6地先無番から2270番1地先無番まで  
 (2) 世田谷区喜多見八丁目2328番6地

先無番から2294番1地先無番まで

3 廃止の期日  
 令和4年10月28日

◎世田谷区告示第838号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 44-Z050

2 区間  
 世田谷区喜多見八丁目2328番6地先無番から2351番6地先無番まで

3 用途  
 区管理水路

◎世田谷区告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 (1) 28-1  
 (2) 28-1

2 変更の区間  
 (1) 世田谷区代沢一丁目78番10の内  
 (2) 世田谷区代沢一丁目78番10の内

3 変更の区域  
 (1) 延長 13.09メートル  
 幅員 0.69メートル  
 面積 9.08平方メートル  
 (2) 面積 2.05平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和4年10月28日

◎世田谷区告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 36-5

2 供用開始の区間  
 世田谷区野沢二丁目72番62

3 供用開始の区域  
 延長 15.37メートル  
 幅員 2.08メートルから  
 2.32メートルまで  
 面積 33.40平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和4年10月28日

◎世田谷区告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
2 供用開始の区間 世田谷区野沢二丁目72番60
3 供用開始の区域 延長 1.82メートル 幅員 2.33メートルから 2.36メートルまで 面積 4.29平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年10月28日

◎世田谷区告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 供用開始の区間 世田谷区瀬田五丁目193番27
3 供用開始の区域 延長 36.95メートル 幅員 0.99メートル 面積 36.95平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年10月31日

◎世田谷区告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目415番1の内
3 変更の区域 延長 9.07メートル 幅員 0.06メートルから 0.12メートルまで 面積 0.87平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年10月31日

◎世田谷区告示第844号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路に

ついて、次のとおり指定の変更をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2904号
2 指定変更年月日 令和4年10月28日
3 指定変更の位置 世田谷区桜新町二丁目512番5の一部
4 道路の幅員 0.00~1.00メートル
5 道路の延長 10.66メートル
6 申請者氏名 宮崎 美枝子

◎世田谷区告示第845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 61-2
2 変更の区間 世田谷区上北沢一丁目681番42
3 変更の区域 延長 8.30メートル 幅員 0.72メートル 面積 6.05平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年10月31日

◎世田谷区告示第846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年10月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 55-11
2 変更の区間 世田谷区千歳台一丁目9番15の内
3 変更の区域 延長 11.04メートル 幅員 0.17メートル 面積 1.90平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年10月31日

◎世田谷区告示第847号

次の世田谷区立区民センターは、令和4年11月1日から令和5年1月12日まで、その供用を中止する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立桜丘区民センター
2 位置 東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号

◎世田谷区告示第848号

次の世田谷区立地区会館は、令和4年11月1日から令和5年3月12日まで、その供用を中止する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立世田谷地区会館
2 位置 東京都世田谷区世田谷二丁目25番10号

◎世田谷区告示第849号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立瀬田農業公園
2 位置 東京都世田谷区瀬田五丁目30番1号
3 区域 別紙案内図のとおり
4 変更の期日 令和4年10月31日

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第78号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画用途地域
2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第79号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。

令和4年10月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第80号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和4年10月11日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

<p>◎世田谷区公告第81号 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。 令和4年10月13日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第82号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和4年10月14日 世田谷区長 保坂展人 1 都市計画の種類 東京都市計画住宅市街地の開発整</p>	<p>備の方針 2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第83号 公開による意見の聴取の開催について 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。 利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。 令和4年10月14日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 公聴会を行う日時 令和4年10月21日（金曜日）午前10時00分から 2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区給田一丁目1番1号 Dai-ichi Life CLUBHOUSE 2階 3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため 別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第84号 世田谷区立健康増進・交流施設条例（平成24年3月世田谷区条例第8号）第20条第4項の規定により、世田谷区立健康増進・交流施設の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和4年10月19日 世田谷区長 保坂展人</p>
--	--	--

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立健康増進・交流施設	株式会社オーエンス	東京都中央区銀座四丁目12番15	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第85号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。 令和4年10月19日 世田谷区長 保坂展人 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和4年10月5日付第R04認定0025号 2 一団地の区域（地名地番） 世田谷区給田三丁目944番1及び944番11 3 建築物の名称 給田北住宅</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第86号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。 令和4年10月21日 世田谷区長 保坂展人 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和4年8月15日付第R04認定0019号 2 一団地の区域（地名地番） 世田谷区上用賀四丁目73番1、2、3、4及び5、74番2、5及び678番1、2、3及び4、79番1、2及び3 3 建築物の名称 （仮称）世田谷区用賀住宅 4 認定を取り消した認定番号及び認定年月日 認定番号 第S51認定0003号 認定年月日 昭和51年11月8日</p>	<p>◎世田谷区公告第87号 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。 令和4年10月21日 世田谷区長 保坂展人 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 2 予防接種の対象者 世田谷区内に居住する生後6月以上の者 3 予防接種を行う期間 令和4年10月21日から令和5年3月31日まで 4 予防接種を行う場所 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関 5 予防接種を行う医師の氏名 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 別紙のとおり 7 予防接種を受けることが適当でない者 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者 (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接</p>	<p>種を行うことが不適当な状態にある者 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者</p> <p>別紙 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。 1 初回接種（予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「省令」という。）附則第7条第1項に規定する初回接種をいう。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けること</p>
--	--	---

世田谷区公報

<p>ができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種（省令附則第8条第1項に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。）、第二期追加接種（省令附則第9条第1項に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。）又は令和四年秋開始接種（省令附則第10条第1項に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。</p>	品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。以下「ノバボックス」という。）		同じ。）及び高齢者施設等の従事者（手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。）に限る。）
	<p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	モデルナ（従来型）

<p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー（従来型）」という。）</p>	12歳以上の者
<p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。以下「モデルナ（従来型）」という。）</p>	12歳以上の者
<p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。以下「ファイザー（5歳～11歳用）」という。）</p>	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬</p>	12歳以上の者

2 第一期追加接種

次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けたものを除く。）とする。

ファイザー（従来型）	12歳以上の者
モデルナ（従来型）	18歳以上の者
ファイザー（5歳～11歳用）	5歳以上12歳未満の者
ノバボックス	18歳以上の者

3 第二期追加接種

次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和四年秋開始接種を受けたものを除く。）とする。

ファイザー（従来型）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1（以下「手引き表1」という。）に規定する基礎疾患をいう。）を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの（以下「基礎疾患を有する者等」という。）並びに医療従事者等（手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下
------------	--

4 令和四年秋開始接種

次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。

<p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）</p>	18歳以上の者
<p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（ファイザー（5歳～11歳用）を除く。）であつて、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	12歳以上の者

◎世田谷区公告第88号

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例（平成28年12月世田谷区条例第57号）第7条第4項の規定により、世田谷区立スカイキャロット展望ロビーの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月21日  
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立スカイキャロット展望ロビー	株式会社ホテルオークラエンタープライズ	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

◎世田谷区公告第89号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年10月24日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
----------------------	------------------

東京都世田谷区喜多見四丁目3520番1	東京都世田谷区喜多見四丁目9番11号
3520番7	出竹 彰
3520番8	東京都千代田区
3520番8先無番	飯田橋三丁目13番1号
3521番2	大和ハウス工業株式会社
3522番2	支配人 更科 雅俊
3522番9	

◎世田谷区公告第90号

生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定による特定生産緑地の指定及び法第10条の6第1項の規定による特定生産緑地の指定の解除をしたので、法第10条の2第4項及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）第7条の規定並びに法第10条の6第2項において準用する法第10条の2第4項の規定により、別紙のとおり公告する。

<p>なお、関係図書は、世田谷区都市整備政策部都市計画課において公衆の縦覧に供する。 令和4年10月27日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p><b>◎世田谷区公告第91号</b> 東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公</p>	<p>衆の縦覧に供する。 令和4年10月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 起業者の名称 東京都</li> <li>2 事件名 令和4年第13号及び令和4年第13号の2 東京都市計画道路事業補助線街路第26号線のための土地収用事件</li> <li>3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区北沢四丁目603番13 宅地</li> <li>4 縦覧場所 世田谷区道路・交通計画部道路計</li> </ol>	<p>画課 5 縦覧期間 令和4年10月31日から同年11月14日まで</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>告 示 (教)</b></p> <hr/> <p><b>◎世田谷区教育委員会告示第5号</b> 世田谷区教育委員会公印規程（平成4年3月世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。 令和4年10月21日 世田谷区教育委員会 別表3の部から5の部までを次のように改める。</p>
--	--	---

3 世田谷区教育委員会教育長印	1	同	同	一般文書用	教育総務課長
	2	同	同	生涯学習・地域学校連携事務用	生涯学習・地域学校連携課長
4 世田谷区教育委員会教育長代理印	/	同	同	一般文書用	教育総務課長
5 世田谷区教育委員会事務局印	/	同	方30ミリメートル	同	

<p><b>規 則 (区議会)</b></p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年10月25日 世田谷区議会議長 下山芳夫</p>	<p><b>世田谷区議会規則第1号</b> 世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>附 則 この規則は、令和4年11月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>告 示 (監)</b></p>
---	--	---

<p><b>◎議員提出議案第7号</b> 世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則 上記の議案を提出する。 令和4年10月21日 提出者 世田谷区議会議員 山口 ひろひさ 青空 こうじ 阿久津 皇 あべ 力也 石川 ナオミ いそだ 久美子 いたい ひとし 江口 じゅん子 大庭 正明 岡本 のぶ子 おぎの けんじ 加藤 たいき 金井 えり子 神尾 りさ 上川 あや 上島 よしもり 河村 みどり くりはら 博之 小泉 たま子 河野 俊弘 桜井 純子 佐藤 ひろと 佐藤 美樹 穴戸 三郎 菅 沼 つとむ そのべ せいや 高岡 じゅん子 たかじょう 訓子 高橋 昭彦 田中 みち子 田中 優子 津上 仁志 つるみ けんご 中里 光夫 中塚 さちよ 中村 公太朗 中山 みずほ 畠山 晋一 羽田 圭二 ひうち 優子 ひえしま 進 平塚 けいじ 福田 たえ美 藤井 まな 真鍋 よしゆき 桃野 芳文 和田 ひでとし</p> <p>世田谷区議会議長 下山芳男様</p> <p>(説明) オンラインによる方法を用いて参加することを認める委員会の開会に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。</p>	<p><b>◎世田谷区監査委員告示第6号</b> 住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。 令和4年10月18日 世田谷区監査委員 田中文子 同 中根秀樹 同 上島義盛 同 河村みどり</p>
---	--

<p>世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則 世田谷区議会会議規則（昭和52年3月世田谷区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。 第85条第1項中「出席委員」の次に「(世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）第12条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を用いて</p>	<p>委員会に参加した委員を含む。以下この章において同じ。）」を加える。 第107条に次の1項を加える。 2 世田谷区議会委員会条例第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定により出席を求められた者について準用する。 第118条中「委員」の次に「(オンラインによる方法を用いて委員会に参加している委員を除く。）」を加える。</p>
--	--

- 第1 請求の受付
- 1 請求人  
世田谷区 A
- 2 請求書の提出  
令和4年8月19日
- 3 請求の内容  
請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」(以下「本件請求」という。)(別紙)による請求の要旨及び措置請求の理由は次のとおりである。  
なお、見出し表記については、本件請求での表記を引用する。

(1) 請求の要旨  
現在、区が推進中の「旧池尻中学校跡地活用事業」(以下「本事業」という。)に関連して実施予定の公金の支出、財産の管理・処分、契約の締結・履行のうち、下記に列挙する行為の差止め(防止)を請求する。

差止め(防止)の対象行為

- ① 本事業に関する令和4年度予算のうち、池尻小学校校庭の分割のために必要な、測量・設計に係る部分(金額:約400万円)の執行
- ② 都市計画法第18条の2第1項、世田谷区街づくり条例第8条に基づき策定した都市整備方針及び京福法に基づく世田谷区風景づくり条例に違反して池尻小学校の西側校庭部分の芝生を剥がし、土のグラウンドを整備する工事の執行(これに伴い工事業者と契約を締結・履行し、公金を支出する行為を含む)
- ③ 池尻小学校校庭のうち、本事業に供する予定の土地の用途変更に係る一切の手続き・行為(分割登記及びこれに伴う公金の支出を含む)
- ④ 校庭整備(既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え)の工事費用(約5,200万円)を令和5年度予算として区議会に請求する行為
- ⑤ 本事業の公募により選定する事業者と、現時点の募集要項に記載されている前提で、賃貸借契約書及び協定書を締結し、これを履行する行為(池尻小学校校庭をおよそ7:3に分割し、約3割の部分の土地を事業者に貸し付ける行為、及び、建築基準法別表第二(ほ)号及び同号が引用する(ほ)号に定める用途制限に抵触する形で、旧池尻中学校の校舎と体育館を事業者に貸し付ける行為)に関する契約の締結・履行

(2) 差止め(防止)の趣旨  
区が上記(1)に列挙する行為を実施することは、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の処分、契約の締結若しくは履行」(地方自治法第242条第1項)に該当するところ、これらが実行されてからでは事後的な回復が

### 世田谷区職員措置請求監査結果

[旧池尻中学校跡地活用事業に関する件]

令和4年10月

世田谷区監査委員

困難になり、区や事業者の側にも多額の費用・損害が発生することから、事業者が選定される前である現時点で、上記(1)に記載する各行為の差止め(防止)を求めるものである。なお、本事業の公算は、すでに本年7月4日に開始されており、池尻小学校の校庭の分割割合やそれに関連する測量、芝生の撤去、グラウンドの整備計画等の内容、スケジュール、必要な予算額や、選定された事業者と契約を締結する予定時期や協定書の内容等は、本事業の募集要項(甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項)に具体的に記載されていることから、上記(1)に列挙する行為がなされることは、「相当の確実さをもって予測」(地方自治法第242条第1項)されている。

- (3) 本事業に伴う上記(1)に列挙する行為が「違法若しくは不当」である理由(以下「措置請求理由」という。)の概要
  - A. 本事業は、現時点で小学校の校庭として活用中の土地の一部の分割・用途変更を行い、経済活性化目的で用いようとするものであるが、このような校庭分割・用途変更はわが国においても前例がない極めて異例な財産の処分行為であること。そうであるにも拘わらず、区自身が策定・公表している学校跡地活用に係る方針・手順にすら則らず、地域住民不在の少数の関係者間の懇談会で決定した基本方針を堅持したまま、地域住民の反対意見が根強い中で、小学校からの要望も十分に考慮せずに校庭分割・用途変更を行うことは、極めて不当であること。
  - A-1. 前例がない異例な計画であること。
  - A-2. 地域住民との対話のプロセスが、区自身が定める方針・手順に則っておらず、地域住民不在の場で決定された基本方針が堅持されていること。
  - A-3. 区長や区の担当者自身の発言に沿った対応が行われておらず、地域住民の意見が適切に関係者に開示されていないこと。
  - A-4. 現状の校庭分割案に対する地域住民の反対意見が根強いにも拘わらず、本事業を強行しようとしていること。
  - A-5. 小学校からの要望を十分に考慮せず、かつ教育上悪影響のあるスケジュールで本事業を強行しようとしていること。
  - B. 本事業が前提とする校庭分割・用途変更は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策と不整合であり、それら施策の目的の達成が後退する又は困難になること。
  - C. 本事業の遂行・目的達成のために、旧中学校校庭の一体的活用の具体的な必要性が無く、代替の方法での事業遂行が可能であるにも拘わらず、区が2,500㎡の校庭利用に拘泥しているのは不当であること。
  - D. 本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切であること。
  - E. 本事業の対象施設(校舎・体育館)が、建築基準法上の用途制限に違反していること。
  - F. 本事業の用地が第一種住居地域とされていることに照らし、本事業は都

市計画法の趣旨に反すること。  
 6. 池尻小学校校庭の芝生を撤去する行為が、区の都市整備方針、景観法8条4項2号に基づく風景づくり条例に違反し、違法であること。  
 H. 池尻小の避難所としての機能が低下すること、又はそのおそれがあること。

以上を総合的に勘案すれば、本事業をそのまま区が推進することは、著しく不当かつ違法であり、区長の裁量権の逸脱に相当する。

(4) 事実証明書

- 【甲1】平成15年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第16号(1月12日-01号19頁部分)を印刷した書面
- 【甲2】平成15年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第19号(1月18日-01号14頁部分)を印刷した書面
- 【甲3】平成15年世田谷区議会区民生活常任委員会会議録第12号(1月18日-01号20頁部分)を印刷した書面
- 【甲4】平成15年世田谷区議会文教常任委員会会議録第12号(1月18日-01号7頁部分)を印刷した書面
- 【甲5】平成16年予算特別委員会会議録第3号(03月12日-03号86頁部分)を印刷した書面
- 【甲6】平成16年予算特別委員会会議録第8号(03月24日-08号368頁部分)を印刷した書面
- 【甲7】平成27年予算特別委員会会議録第6号(03月18日-06号238頁部分)を印刷した書面
- 【甲8】令和3年世田谷区議会文教常任委員会会議録第1号(02月08日-01号22頁部分)を印刷した書面
- 【甲9】令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会速記録1頁及び24乃至26頁部分を印刷した書面
- 【甲10】「世田谷ものづくり学校(東京都世田谷区)」と題する書面
- 【甲11】「1～11の4」池尻小学校創立40周年記念誌「いけじり」(8頁～9頁「わたしたちの町」、表紙、奥書)
- 【甲12】世田谷デジタルミュージアム「池尻小学校・池尻中学校」を印刷した書面
- 【甲13】旧池尻中学校跡地問題会議
- 【甲14】1～14の3「校庭及び体育館の使用状況(令和元年6月)」
- 【甲15】旧若林中学校跡地活用方針(案)
- 【甲16】新たな産業施策に向けてのレポート
- 【甲17】1～17の2「令和4年第1回定例会世田谷区議会会議録第1号(02月21日-01号14-15頁及び32頁部分)を印刷した書面
- 【甲18】「区長へのメール」への返信画面を印刷した書面
- 【甲19】【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ

- 【甲20】「世田谷区Password」 「議事録の送付と・・・」と題するメールを印刷した書面
- 【甲21】旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書
- 【甲22】世田谷区立池尻小学校ホームページを印刷した書面
- 【甲23】平成22年度校庭芝生調査研究協力校の募集について
- 【甲24】件名「芝生化工事の工程表の送付」と題するメールを印刷した書面
- 【甲25】旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について
- 【甲26】東京都緑化白書 特集 校庭芝生化の現状
- 【甲27の1～27の4】池尻小学校校庭芝生化整備工事①、②、校長室  
だより、学校だより
- 【甲28の1～28の2】世田谷区スポーツ施設整備方針の35頁部分及び  
110頁部分を印刷した書面
- 【甲29】旧大名小学校跡地活用事業 公募要綱
- 【甲30】旧那古野小学校施設活用事業提案 募集要項
- 【甲31】旧池尻中学校跡地活用事業に関する基本協定書(案)
- 【甲32】世田谷区ホームページ中「公園にキッチンカー(移動販売車)  
が出店しています」を印刷した書面
- 【甲33】認定NPO法人ブレアパークせたがやのホームページを印刷した書面
- 【甲34】「世田谷公園フリーマーケット開催情報」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲35】「せたがや環境フェスタ2022」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲36】「せたがやガーデニングフェア2022」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲37】令和4年第1回定例会世田谷区議会会議録第3号(02月24日-03号124頁部分)を印刷した書面
- 【甲38】「WHAT IS IKE・SUNPARK?」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲39】「うめきた外庭SQUAREについて」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲40】「LIGARE」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲41】旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図
- 【甲42】「現状及び基本的な条件等」と題する書面
- 【甲43】旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項
- 【甲44】世田谷区都市整備方針1
- 【甲45】世田谷区都市整備方針2
- 【甲46】世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性について
- 【甲47】時事ドットコムニュースを印刷した書面
- 【甲48】小学校施設整備指針
- 【甲49】「景観法に基づく風景づくり」と題する世田谷区のホームページを印刷した書面

- 【甲50の1】池尻小防災倉庫備蓄物品一覧
  - 【甲50の2】池尻小学校防災倉庫配置図
  - 【甲51】北沢小学校後利用方針
  - 【甲52】校庭分割図面
- 4 請求の要件審査  
本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が合  
まれていると認め、令和4年8月19日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

- 1 監査対象事項  
本件請求における監査対象事項は次のとおりである。
- 請求の要旨「差止め(防止)の対象行為」記載の、本事業に関連して実施予  
定である①ないし⑥の各行為が、違法又は不当な公金の支出、財産の管理・処  
分、契約の締結・履行に当たるか。

なお、以降において、請求の要旨「差止め(防止)の対象行為」記載の①ないし⑥の各行為は、それぞれ「監査対象事項①」「監査対象事項②」「監査対象事項③」「監査対象事項④」「監査対象事項⑤」と記す。

- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
- (1) 地方自治法第242条第7項に基づき陳述について、令和4年9月8日に実施した。なお、令和4年9月6日に請求人からは次の資料が提出された。
- 【甲53】平安幼稚園ホームページを印刷した書面
  - 【甲54】GoogleMAP(池尻小学校)を印刷した書面
  - 【甲55の1～55の2】池尻小学校校庭の写真を印刷した書面
  - 【甲56】旧羽田小学校敷地活用事業に係る整備・運営等事業者選定プ  
ロポーザル募集要項

- (2) 陳述及び提出資料において補充的に主張された要旨は次のとおりである。
- ① 本事業は、池尻小学校の校庭の約3割を経済活性化目的で用いようとするもので、地域住民等の抵抗感が非常に強いにも関わらず校庭の分割・用途変更をおこなうとしており、その行為が違法または不当な財産の処分に該当する、というのが本件請求の趣旨である。
  - ② 現に小学校の施設として使用中の校庭を活用することは前例がない。本事業が実現してしまうと、これが前例として扱われることになり、今後新たに行う事業でも同様の転用が容易に進められてしまう。本件請求は池尻小学校の校庭に関する件であるため、利害関係人ではあるが、一定の公共的な意味を有していると考えられている。
  - ③ 池尻小学校校庭は、小学校の児童のみならず地域のスポーツ団体も使用

- ① 「措置請求理由A-1.」について
  - ア 旧池尻中学校存在時には、校庭に明示的な区切りがあったものではないと認識しているが、それと併せて、校庭の面積と考慮される部分についてそれぞれで利用がなされており、旧中学校校舎前部分の校庭については、旧中学校の校庭として旧中学校において利用されてきた。
  - イ その上で、旧池尻中学校の跡地活用として「世田谷ものづくり学校」について活用する際、旧中学校体育館および校庭部分については当面活用しないこととなったため、暫定的に小学校に組み入れられたものであり、建築確認において、旧池尻中学校校舎棟、校庭、体育館は一体として「その他(ものづくり学校)」として確認している。
  - ウ その他の検討は、旧世田谷ものづくり学校が閉鎖し、その施設設置目的を踏まえた新たな施設を整備するにあたり、改めて当初一体として活用することを想定していた校舎棟、体育館、校庭の一体的活用を検討したものである。請求人は「旧池尻中の跡地にすぎないかのように用途変更を行う」と主張しているが、区としては「現に小学校の施設として使用中の校庭」と主張しているが、区としては「現に小学校の施設として当初より旧中学校部分の一体的活用を想定していた」という経過に沿って、このたびの対応を行っている。
  - エ また、請求人は「小中一貫校のような形で共有・活用されてきており」、「小学校としてはその校庭の全面を使用してきた事実関係が存在する」と主張するが、その主張のとおり「中学校との共有により全面的に使用してきた」のであって、中学校閉校により、まさに他の小学校と比べても突出して広大な校庭を小学校単独で有ることになった。旧中学校校庭部分の暫定的有効活用により、結果としてこのような広大な校庭面積を有することになったに過ぎないものである。
  - オ 現状の池尻小児童一人当たり校庭面積は24.17㎡となっており、区内小学校の平均値7.43㎡と比しても約3.25倍となっており、さらには、区内2位の小学校は14.42㎡であるところ、約1.67倍となっている。また、区が示す修正分割案(7:3に分割)における分割後であっても、児童一人当たり校庭面積は16.62㎡となり、引き継ぎ区内最大であるとともに、区内平均の約2.27倍、区内で2番目に広い校庭を持つ小学校の約1.15倍を確保できる試算となる。このことは学校教育施設として、通常の学校教育活動において現面積が減少することによる実害が生じないというものの証左にはかならない。か また、請求人は「使用中の校庭を分割し、一部を用途変更の上、経済活性化目的で活用した事例は一つも存在しない。」と主張するが、区が示す「新たな産業活性化拠点」の基本コンセプトや考え方や類似する施設は全国に一般的に存在するものではなく、時代の変化等を捉えた先進的取組として検討を進めているものであることから、類似事例が存在しないことは自然であり、他事例が見当たらないことを以て本事業に疑義を呈す請求人の主張は妥当でない。
  - キ 一方で、政策上の必要性や行政需要への対応のために、学校において使用中の校庭を分割して活用するということは、例えば保育園整備の事

7

- ④ 上記行為は世田谷区風景づくり条例にも違反している。第8条では「区は、公共施設を整備するときは、風景づくりにおいて先導的役割を果たさなければならない。」、第32条では基準や制限に問題があるような風景づくりの場合は区長は指導・勧告ができると定められており、区が条例に反する行為は許されない。さらに「まともなみどり基準」にも違反している。当該小学校は、まともなみどりであり、世田谷公園と隣接しており、みどりの維持が必要である。本事業では現存の芝生2,000㎡のうち1,350㎡を剥がす計画となっており、事業者募集要項に芝生の敷設に関する記載はあるが、新たに設置されるかは明らかでない。
- ⑤ 世田谷ものづくり学校に関する活動に異論はない。KPIの達成に注力すると思われ、本事業は創業支援という側面が一番重要と思われる。そのため校庭が必要であるかは疑問である。区がモデルとしている学校跡地を利用した創業支援施設では校庭を使用しておらず、むしろ地域住民が引き続き使用できるように配慮すべきであるとしている。
- ⑥ 本事業で想定されている事業は世田谷公園ですでに実施されており、土地が必要ということではまずまず世田谷公園を利用すべきではないか。
- ⑦ 元々、本事業は私立保育園の仮設園舎の設置(令和5年4月から7年7月まで)が発端であり、計画はなくなつたが使用面積は本事業で示された3割より少ない面積であった。
- ⑧ 創業支援で事業者が校庭を使うかは甚だ疑問である。せめて事業開始当初は公園等を活用し、後々必要性を認めた場合に校庭活用を行う、という段階を経た利用を検討すべきである。
- ⑨ 監査対象事項③に記載する「土地の用途変更に係る一切の手続き」とは、用途変更及びそれに必要な一切の手続きを指し、用途変更自体も差止め対象としている。なお、「用途変更」は「用途廃止」と同意味である。

- 3 監査対象部  
経済産業部及び教育委員会事務局を監査対象部とした。
- 4 監査対象部の見解  
監査対象部からは、本件請求に対する弁明書を受理した。その見解は以下のとおりである。
- (1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解

6

例などを始めとして事例が存在するものであり、事例がないとする主張は妥当性を欠いている。

ク また、請求人は「既に関係者や地域スポーツ団体の活動による地域コミュニティが形成されている」、「校庭の分割によって、それらのコミュニティの前提となる活動に制約を加えることは本末転倒」と主張しているが、これらは既存の一部スポーツ団体に関する記述であると考えられる。今回、区は、既存の一部スポーツ団体が優先的に使用している旧中学校側校庭部分について、広く開放し、多くの事業者や区民の新たな取組や活動を後押しするとともに、これらの活動等を通じて、新たなコミュニティ形成をも図っていくこととするものである。

ケ なお、区が提示している修正分割案において、小学校側校庭部分を使用し既存スポーツ団体ができるだけこれまでと変わらない活動を行えるよう提示しているものであり、既存の一部スポーツ団体の活動に大きな影響は生じないと考えられる。

コ 以上の理由により、請求人の主張する「コミュニティの前提となる活動に制約を加えることは本末転倒であり、極めて不当である」との主張は妥当性を欠くとともに、区の対応に不当な点はない。

②「措置請求理由A-2。」について

ア 請求人が示す学校跡地活用時の策定手順は、学校廃校時の実施を想定しているものであって、用途転換した後の次回建替え時等においても同様の手順を行うことを規定しているものではない。なお、当時においても、土地・公共施設政策委員会において跡地活用の検討を行っている。

イ 旧池尻中学校跡地に関しては、世田谷ものづくり学校整備の際に、住民への説明等を既に経ていることから、今回は、旧池尻中学校跡地の活用検討ではなく、世田谷ものづくり学校の後施設利用という位置づけになる。なお、今回の計画検討にあたっては、商標等との関係上、世田谷ものづくり学校の名称を使用することが適当でなかったことから、便宜的に「旧池尻中学校跡地」と表現をしているが、事実上は「旧世田谷ものづくり学校後利用検討」となる。

ウ なお、世田谷ものづくり学校は、「地域の思い出しとして残る校舎の姿をそのままにして、世代を超えて誰もが今一度集うコミュニティの場、様々なものづくり体験を通して区民が交流できる場、また、地域の産業を促進する拠点と位置づけ、「学び・雇用・産業」の再生という観点から、新たなコミュニティづくりや地域の活性化を図ることとした。」としており、「学校跡地活用にかかる基本的な考え方」で掲げる項目とも齟齬はない。さらには、今回の「新たな産業活性化拠点」の計画においては、これまで以上に「区民に開かれた空間」にしていくことを志向しているものであり、世田谷ものづくり学校時の考えを踏襲するものである。

エ これらの理由により、「区自身が定める方針・手順に則っておらず」とする請求人の主張は妥当性を欠いており、区の対応に不当な点はない。

オ また、体育館及び校庭についても、「①「措置請求理由A-1。」に

ついで述べたとおり、旧池尻中学校の跡地活用として世田谷ものづくり学校として活用するとした際に、旧中学校体育館および校庭部分に関しては当面活用しないこととなつたため、暫定的に小学校に組み入れられたものであり、建築確認において、旧池尻中学校校舎棟、校庭、体育館は一体として「その他(ものづくり学校)」として確認を得ている。このたびの検討は、世田谷ものづくり学校が閉鎖し、その施設設置目的を踏まえた新たな施設を整備するにあたり、改めて当初一体として活用することを想定していた校舎棟、体育館、校庭の一体的活用を検討したものである。

カ 以上から、旧中学校側校庭および第二体育館についても、このたび初めて学校から用途が転換される「跡地利用」ではなく、平成16年の旧池尻中学校校舎の跡地に必要な手続きを終えていることから、「区自身が定める方針・手順に則っていない」という主張は、本ケースには該当しない。

キ また「地域住民の意見は全く聴取されることはなかった」と請求人は主張しているが、議論の初期段階において、担当所管で方向性や論点を整理した上で次のプロセスに移行することは一般的な進め方である。特に今回、請求人は「具体的なことはまだ何も決まっていない」とのことで、具体的な説明は何らなされなかった」と述べているとおり、当時のこの段階で具体的なことは決まっておらず、サウディング調査や地域住民等からの意見、議会での審議等を経て具体化していったものであり、計画の初期段階から地域住民等に説明及び意見を聴取する段取りを踏んだことこの証左である。

ク 以上の理由から、請求人の主張は妥当性を欠いている。また、PTAやスポーツ団体からの数々の意見・要望、議会からの多くの意見を踏まえて、区としては、様々な変更案や対応案を示してきたものであり、「地域住民の意見は全く聴取されることがなかった」との指摘は当たらない。なお、これまで同様に、地域住民に対する必要な説明や対話は今後行っていく予定である。

③「措置請求理由A-3。」について

ア 本事業は組織として対応しているものであり、担当所管において地域住民との対話や調整等の対応を行っている。なお、PTAやスポーツ団体との対話、地域住民説明会・意見交換会などについては、担当所管から区長に対して報告・相談の上実施しているとともに、受け取った意見・要望等についても区長へ報告されている。

イ 区長が自ら地域住民との対話を実施するかどうかは、議会答弁において「やぶさかではない」と答弁しているものの、最終的にはその時々々の状況等を踏まえ、区長の裁量として判断するものであり、あらかじめ確約をしたものでもない。したがって、「やぶさかではない」とした発言に対して、「発言に合った対応が行われておらず不当」とする、あたかも手続きに瑕疵があるかのような請求人の主張は妥当性を欠いている。なお、議会での招集集談や答弁等を通じて、区長は本事業に関する方針

コ 令和4年1月28日に実施したPTA及びスポーツ団体との対話において、PTA及びスポーツ団体から、保護者へのアンケート結果の説明、校庭活用に関する代替措置・代償措置を示すよう意見が挙げられ、これらが示されない中では議論の俎上に載らない旨の意見が出された。

カ 令和4年3月29日及び30日、スポーツ団体との対話を行い、区から新たなコートレイアウトを含む図面や照明設置により活動時間をより長く確保することなどの案を提示したが、PTA及びスポーツ団体からは、この図面では活動面積はこれまで同様であっても活動時間が減少することから代替案として成立しないこと、現在の活動を維持できるところから示さない旨の議論が始まらない旨の主張がなされた。一方で、照明設置により活動時間を確保することについては評価の声や、電氣代を区が負担するのかなどの質問がなされた。その上で、テニスネット支柱基礎の整備や水はけのよい良質な土への入れ替えなどの要望が追加的に挙げられた。

キ その後、令和4年4月21日区民生活常任委員会において、令和4年2月14日付でPTAが提出した「旧池尻中学校跡地活用計画にかかる校庭等利用の見直しを求める陳情」について審査がなされ、請求人らの主張に対して議会は「採択」や「趣旨採択」ではなく、「継続審査」とする判断がなされた。一方で、互いに対話を重ねウィーンとなることを目指すべきとの意見もあった。

ク これらの経過を受けて、区は令和4年5月9日及び11日に、修正分劃案をPTA及びスポーツ団体に提示した。複数団体の同時活動や移動を伴わない代替地という要望を踏まえ、土の入れ替え、テニスネットの支柱基礎の整備、照明の設置、一定規模の芝の残置など、PTA及びスポーツ団体からの要望に極力応える対応案を示した。PTA及びスポーツ団体からは、改善への感謝、あるスポーツ団体からは活動には問題がない旨の発言がなされた。一方、更に区側に歩み寄るべきであること、コート間のパツファを鑑み境界線を更に旧中学校側に移行するべきである等の意見が出された。

ク なお、区はこれまでの間、当初分劃案(6:4)から境界線の位置を変更することは考えないとするのが従来の立場であったが、PTAやスポーツ団体の意見を踏まえ柔軟な対応案を示した認識である。

ク その上で、翌週5月16日には、請求人と個別の対話を行い、請求人からは新たな案の提示に対する感謝、修正分劃案は保護者から一定の理解を得られる可能性がある、一方で保護者にアンケートを取る予定であること等の発言がなされ、区からは修正分劃案への理解を求めるとともに、6月1日に地域住民説明会を開催することなどについて説明等を行った。その際、請求人が主張する「周知期間が短いことを根拠に、PTAから日程の延期の検討を要請した」とあるが、当該対話において請求人からそのような要請がなされた事実はない。

ク 6月2日の第2回地域住民説明会・意見交換会において、スポーツ団体関係者から現地を見ながらの意見交換を行うべきとの意見を踏まえ、区担当からそのような方向で調整をする旨の回答をしたことは事実で

や考え方を広く開陳している。

ウ また、令和4年6月28日付で提出されたPTA会長から区長宛の要望書への回答においても、「区長が内容を確認していますが、全ての案件について区長が回答・説明することは困難であることから、PTAの要望に対して担当所管部が責任を持って対応させていただきます。」と付して回答していたり、PTAとの対話の中でも担当所管からその旨を説明してきた。

エ 以上のように、区長は自らその考えを広く示しており、また、担当所管において対応することを説明するとともに、必要な対応は担当所管において行っていることから、請求人の述べる「発言に沿った対応が行われておらず不当」との主張は妥当性を欠くものであるとともに、区の対応に不当な点はない。

オ 次に、第2回地域住民説明会・意見交換会については、令和4年6月1日、2日の2日間にかけて実施した。同日とともに、全ての質問に答え、当初閉会時間を約1時間10分延長して終了するなど、地域住民等の意見に対して真摯に耳を傾け対話を行うことを前提として実施するとともに、当該説明会・意見交換会の内容を広く知らせるため、全ての質問と回答内容をHP上でも公表しており、地域住民の意見を軽視しているとの指摘は当たらない。

カ また、第3回地域住民説明会・意見交換会を第2回後に開催する旨を返答したとの主張に対しては、区からそのような返答をした事実はないが、今後の説明会についても必要なタイミングで開催することを検討している。なお、6月2日の説明会・意見交換会においては、運営事業者決定後に運営事業者からの説明があるのかとの質問があり、運営事業者からの説明の機会について検討する旨を区より回答しており、運営事業者決定後には改めて説明会を開催することを想定している。

キ 令和4年6月16日の区民生活常任委員会においては、区から議会に提出した資料において地域住民説明会・意見交換会を実施したことを記載している。その上で、地域住民説明会・意見交換会で挙げた主な意見を口頭で概略を報告している。

ク 請求人は「同月16日に開催された区民生活常任委員会では区議に報告されていない」、「住民説明会の結果を委員会の場で報告すべきとも思われるが、そのような対応はとられていない」と主張しているが、これは上記のとおり、事実と合致しない。なお、主張の中で、「本議事録は遅くとも6月13日には草稿が完成しているが」と記載されているが、請求人から区担当者に対して、次回対話の前提として議事録がないれば検討できない旨の回答がなされたため、PTA内部議論用として速報版として請求人に送付したものであり、HP公表用はその後精査を経て公表しているものである。

ク また、請求人の「区で考える規定路線ありきのスタンスで、(略)、本事業の公算が開始されたことは極めて不当」と主張していることに対して、以下、一部抜粋して、PTA及びスポーツ団体との対話の経過、及びそれを踏まえた区側の対応等について申し述べる。

い取組を目指して「新たな産業活性化拠点」を整備する事業である。校庭についても、校舎及び体育館と一体的に活用し、特に校庭については「テックロジック」を活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」という具体的な機能を担うこととしており、産業活性化や社会課題・地域課題の解決等に資する取組を行うこととしているものである。

イ 請求人によると「保護者向けに実施したアンケートでは、(中略)9割以上が本事業に反対であった」としているが、上述のとおり、多くの区内事業者や区民に広く公益的な波及をもたらすための施設であり、一方で、不当に校庭を縮小させ学校教育活動に支障を生じさせるものでもない。修正分案案においても児童一人当たり校庭面積は区内最大を維持できることから、公平性や行政財産の有効活用等の観点や、行政課題の解決・改善、政策の進行に向けて大局的かつバランスを踏まえた判断を行うことが必要である。したがって、保護者アンケート結果は一つの側面として認識するものの、上記の観点から政策判断を行っていくことが行政としての責務である。

ウ なお、「新たな産業活性化拠点」における校庭の活用については、その利用方法を上述のとおり明示的に示しており、さらには地域住民説明会・意見交換会等においても他自治体での事例等を参考事例として示し、より具体的にイメージがわくよう説明に努めてきた。一方で、これらのイメージに沿った最終的な活用方法やそれに伴う具体的なレイアウトなどについては、民間事業者からの具体的な活用方法やレイアウトを含む多様な提案を受けつけたるための運営事業者募集・選定の手続きを現在行っているところであり、請求人の「全て例示である」として具体的な活用案については不明なままである。」との主張は、手続きの途上であることに鑑みれば当然の帰結である。

エ 区が示している校庭の活用方法は、「新たな産業活性化拠点」の機能として有益かつ必要と考える機能（「テックロジック」を活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド）、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」）を検討の上で提示しているものであり、本事業においてこれらの機能は必要性及び有益性の高いものである。現状のスポーツ活動等の維持を念頭に述べる請求人の立場から有益性がないとする主張は妥当性を欠いている。

オ また、請求人が主張する、小学校側校庭におけるスポーツ利用時の安全性の確保については、令和4年7月30日の対話において、区として最安全性は最優先事項である旨を担当者から回答しており、その検証のために現地視察をしながらの意見交換を行った。なお、当該対話において、PTA及びスポーツ団体からは、コート間のバツファを更に拡大すること、境界の防球ネットの高さやバツファの確保、現在と同じ利用

ある。これらも踏まえ、第2回地域住民説明会・意見交換会の終了直後、区担当者から請求人に対して、翌週にでも改めて対話をしたい旨を依頼したところ、議事録がなければ対話はできない、暫定版で構わないので早急に作成するよう依頼を受けた。そのため、区担当者より6月13日、最終版ではない速報版として議事録を送付した。

チ 令和4年7月30日、PTA及びスポーツ団体とともに、現地視察及び対話を行った。PTA及びスポーツ団体からは、コート間のバツファを更に拡大すること、防球ネットの高さやバツファの確保、現在と同じ利用条件を確保することなどについて意見が出された。区担当者からは、スポーツ時の安全性確保は最優先事項であることやバツファ部分について改めて検討すること等を回答した。その上で、スポーツ団体間での互いに配慮し譲り合った活用、例えば、活動時間や活動内容の調整、簡易ネットの利用などの方策について検討を依頼したところ、一つのスポーツ団体を除いて、PTAやスポーツ団体からは本件について検討すべきは区であり、スポーツ団体側はこれらを検討する立場にはない旨の意見が出された。一方で、一つのスポーツ団体からは、自分たちの利益だけでなく多くの人の利益を考慮することが重要であり、区がこの地でいう産業活性化事業への賛意と、提示された範囲の中で努力する、活動が続けられれば十分との意見がなされたものも事実である。

ツ また、テニスコートについては、実際にプレーする児童は10名程度であるとの回答であったことから、テニスコート数を減少させることでテニスコート・芝生間のバツファに余裕を得られるのではないかと区より検討を依頼したことに対して、従前より4面を保有してきたことや、プレーヤー以外にも父兄も練習に参加する可能性があることから4面なれば活動に支障があることから不可欠との主張がなされた。なお、最終的には互いに必要事項を持ち帰って改めて検討することとなった。

テ 以上のように、請求人の述べる事実関係には事実と異なると考えられる点があり、これに基づきなされる「地域住民の意見が略報され、区の方針を考慮する必要がある」という主張は、関係者に必要な情報が開示されないまま、本事業の公衆が開始されたことは極めて不当である。」との主張は正当性を欠いている。

ト なお、請求人の主張する内容について、「関係者」及び「必要な情報」が何を指すか必ずしも明確ではないが、いずれにしても、必要な関係者に必要な情報を伝え、開示していることはこれまで述べたとおりである。

チ なお、上記の対話以外にも、令和2年度にもPTA及びスポーツ団体と対面での対話を行っているほか、メールや電話でのやり取りもしていた。

④ 「措置請求理由A-4。」について  
ア 本事業は、新型コロナウイルス禍における区内経済・産業の厳しい状況、超少子高齢化やデジタル化をはじめ様々な社会経済状況の変化に対して、区内事業者や将来の区内産業を担う若者・子どもへの支援や学び等を提供することで広く地域経済や産業、区民生活に波及をもたらす公益性の高

条件を確保することなどについて意見が出された。区担当者からは、スポーツ時の安全性確保は最優先事項であることや、パンプアップ部分について改めて検討すること等を回答した。その上で、安全性確保に向けて、スポーツ団体間での互いに配慮し譲り合った活用、例えば、活動時間や活動内容の調整、簡易ネットの利用などによる安全性確保の方策について検討を依頼したところ、一つのスポーツ団体を除いて、PTAやスポーツ団体からは本件について検討すべきは区であり、スポーツ団体側はこれらを検討する立場にはない旨の意見が出されるなど、請求人の述べる「経済産業部では安全性に対する課題意識がなされていない」という内容は事実に基づいておらず、妥当性を欠くものである。

カ また、区内で最も広い校庭を利用して実施している活動としてPTA側から示されたものは、PTA主催の「わくわくランド」におけるペトロボトルケット体験、「学校にとまろう」イベントにおけるキャンプファイヤーや花火大会、「池尻こどもマラソン」、「校庭の地域開放」などが挙げられており、「これらの活動は、発生があること及び広い校庭のスケールメリットが活かされてこそ行い得る」と主張しているが、全ての面積を最大活用して実施しているわけではなく、また、他の小学校においても狭いながらも様々な工夫しながら多様な取組やイベントを行っているのが現状であり、区内一広い面積を以て「行い得る」との主張や、「本事業が遂行されれば、上記特色ある活動も廃止せざるを得ない。」との主張は妥当性を欠いている。なお、修正分割後の面積においてもこれらの活動を行うことは十分に可能であると考えられることにも、また、区としては、イベント等で必要な場合には新施設側校庭部分（旧中学校校庭部分）を融通しあって利用するなど、柔軟な活用も提案している。

キ さらに、校庭面積が現状より狭くなると、「子ども達の健康・心身の発達に悪影響を与えることは明らかである。」との主張や、地域住民説明会・意見交換会において挙げられた、「子どもが遊ぶ際に子ども同士が衝突する可能性が高まることにより危険である」という主張について、修正分割案における分割後であっても児童一人当たり面積は16.62㎡と試算され、引き続き区内平均の約2.27倍、2位の小学校の約1.15倍であることから、当該主張は根拠が明確でなく、妥当性を欠くものであることにも、文部科学省の小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第14号）に照らしても基準を十分に充足するものであることから、請求人の主張は妥当性を欠く。

ク 以上のように、請求人が述べる主張の土台となる事実には誤りと思われる点があることにも、本事業については個別の対話や地域住民説明会・意見交換会等において、児童の保護者やPTA関係者、地域住民、また、学校運営の責任者である学校長及び副校長に対して説明をしてきたものであることから、請求人の「当事者の意見を聞いておらず極めて不当」との主張は妥当性を欠いている。

⑤ 「措置請求理由A-5.」について

ア 境界に設置する防球ネットへの扉の設置については、田池尻中学校跡地を含む池尻小学校敷地が世田谷区地域防災計画において医療救護所、指定避難所、広域避難場所それぞれ指定されていることから、避難所運営の観点から設置することとしている。

イ なお、境界に設置する防球ネットは運営事業者による工事ではなく、区が行う工事部分であることから、「事業者が可動式フェンスを設置しない提案を行ったとしても、当該事業者が選定される可能性がある」という請求人の主張は妥当性を欠く。

ウ また、セキユリテイ及びブライバインシー保護と学校長が求める広い可動式扉の設置はトレードオフとなる面があり、学校長からも両者を十分満足以に備えた形状のものも困難度の高いものであることから、可能な範囲で検討して欲しいとすする要望を受けており、請求人の主張は事実と異なる。

エ また、「区が、年度途中で区立小学校の学校行事の変更を迫るとしているのは極めて異例かつ不当である。」との請求人の主張に対して、区は令和3年度初頭から小学校校庭工事の内容やスケジュールについて学校長及び副校長に説明しており、令和4年度中に小学校側校庭整備を行うことで、旧中学校校庭側において工事期間中も各種教育活動ができるなど、小学校の教育活動にも配慮をしたスケジュールを提示し、学校と調整しているところである。なお、具体的には、小学校側から、秋にイベントを予定しているため、当該期間を除いて工事を行って欲しい等の要望を受けており、これらの事情も踏まえた工事日程の調整を具体的に図っている。

オ これら以上に、「芝生を剥がす工事を本年度中に実施するのは見直しして欲しいとの要望がされた」、「現時点でこれに対する区への回答はない」との請求人の主張は事実ではなく、正確な事実に基づかずなされる「区が、年度途中で区立小学校の学校行事の変更を迫るとしているのは極めて異例かつ不当」とする請求人の主張は妥当性を欠いている。

⑥ 「措置請求理由B.」について

ア まず、請求人が言及している校庭面積について、①「措置請求理由A-1.」について記載のとおり、分割後（修正分割案）においても、小学校設置基準で定められた面積を大きく上回り、かつ区内平均としても突出して広大であることから、請求人の主張する「原簿数、利用状況等を考慮して必要な面積その他の規模を確保」とする指針に照らし「面積を減少させる行為は不合理」とする請求人の主張は妥当性を欠いている。

イ また、関連して、請求人は「大規模都営住宅の建設や民間のマンション建設も予定・進捗しており、これにより児童数が増加することが見込まれる」と主張しているが、令和4年8月現在の住民登録者数等に基づく児童・生徒数推計においても、池尻小学校児童は令和8年度以降に減少していく見込みとなっている点も併せ申し添える。

ウ 次に芝生について、「小学校施設整備指針」においては、屋外運動施設

設等について必要な事項を記述しているものであり、その中で、「芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法を考慮し計画することが重要である」とされているが、当該方針内において、校庭への芝生の設置を義務付ける記載はない。

エ 今回、「新たな産業活性化拠点」の整備に伴う小学校校庭整備により、芝を一部除去することとしているが、これは体育等の授業や各種活動時の安全性や利便性の観点から考慮してのものであり、小学校施設整備方針の「各種運動等の実施に必要な面積、形状等を確保することが重要である」との記述と方向性を同じくするものである。

オ また、「世田谷区みどりの基本計画」を踏まえ、引き続き小学校校庭の芝生の維持に努める観点から芝を残す案を示しているとともに、「新たな産業活性化拠点」においても新たな緑の創出に努める予定をしているが、一方で、各施設においてどのように緑や芝を敷設するかは、当該施設の用途や状況等を踏まえることが必要である。小学校校庭については、「区立小・中学校の校庭整備」における基本的な考え方についておいて、天然芝は芝生の養生期間の確保が必要なため、学校運営や地域利用への影響が課題になっており、敷地状況に応じた整備が必要であるとしている。よって、基本は、クレーン系舗装（土糸）＋天然芝の採用とすることとし、全面天然芝の校庭においては、活動に支障を生じていることから、今後は上記の方向に移行することを示しており、池尻小学校校庭においてもこの方針と方向性を違えているものではない。

カ このように、請求人は「本事業では、上述の教育委員会、区及び文部科学省の方針・指針に反して」と主張するが、以上述べてきたとおり、これらの方針に反しているものではなく、したがって請求人の主張は妥当性を欠いているとともに、区の対応に不当な点はない。

キ なお、平成24年度池尻小学校校庭芝生化整備工事における東京都からの補助金（池尻小の校庭芝生化費用：約3,700万円）については、9年超を経過し減価償却も済んでいることから、返還の必要はないことを東京都に確認している。また、請求人の主張も踏まえると、この負担によりなされた取組（芝化）は十分に活用されてきたものであること、また、9年超を経過し、施策や取組の変更・見直し等を行うには十分理由のある期間が経過していることから、請求人の主張する「無計画かつ税金の無駄遣い」との指摘は当たらない。

ク 以上より、請求人が主張する「SDGsのコンセプトにも不整合」との主張に対しては、SDGsは幅広い概念を含むものであり、施設全体や運営・取組も含めて考慮すべきであるところ、本施設は校庭活用事例であることや、例えば経済成長や環境、社会課題の解決に向けた取組等も行っていく予定であり、SDGsのコンセプトにも反するものではない。請求人の記載によれば、「区議会からみどりを守れ」というご意見をいただいている」との回答がなされた」とあるが、これは一般論として回答したものである。また、「みどり担当部署、区議会から反対があった旨の回答がなされた」と記憶している」としているが、上述のとおり区の政策に不整合はなく、また直近においても、令和4年4月21日区民

生活常任委員会での陳情審査や6月16日の区民生活常任委員会への報告・質疑等をはじめ、議会への報告や審議を経て進めているものがある。

コ 次に、スポーツ活用について、「世田谷区スポーツ施設整備方針」では「学校施設は第一に教育施設であるが、同時に地域コミュニティの核としての役割も担っていることを踏まえ、地区スポーツ施設としての利用を図っていく。また、統合等による跡地においても引き続きその役割の維持・保全を図る。」と記載があることは請求人の記載のとおりであり、したがって、これまでも池尻小学校校庭は地域の児童のスポーツや遊びの場として開放してきた。

サ 今回、区が提示する修正分割案においても、小学校校庭において児童スポーツ活動や遊びの場としての利用も前提として示していることから、当該方針に趣意を来すものではない。また、体育館についても、これまでと同様の活用を基本としていることから、本方針との不整合はない。

シ 請求人は「旧池尻中跡地校庭をスポーツ施設として活用しない計画は、スポーツ推進に係る区の施策と不整合である」と主張しており、この点については後述するが、世田谷ものづくり学校施設の後利用検討に当たっては、政策経営部において他の行政需要や土地の有効活用等も含め、周辺立地状況、他公共施設との位置関係、隣接地に世田谷公園や公園内にスポーツ施設が存在するという状況等も加味して旧池尻中学校土地利用手法について検証を行っており、公共財産をスポーツ政策に活用するか、または産業政策や他の政策に活用するのかがといった全庁的な政策ニーズ等、区として総合的な検討を経て、産業活性化拠点として整備することと決定したものである。

ス したがって、請求人は「旧池尻中跡地校庭をスポーツ施設として活用しない計画は、スポーツ推進に係る区の施策と不整合である」と主張しているが、上述のとおり他の政策ニーズなどを含む必要な検討を経て決定しているものであり区の施策に不整合な点や不当な点はなく、請求人の主張は妥当性を欠く。

⑦ 「措置請求理由C.」について

ア 本事業において旧池尻中学校校庭は、令和3年2月に策定した「旧池尻中学校跡地活用の新たな基本コンセプト」における4つの柱の一つである「地域特性を活かした賑わいをつなぐ場」としての重要な役割を担うものである。区が示した修正分割案における変更した面積の中で、校庭は「テックノロジーを活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド」、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」という具体的な機能を持たせることとしている。

イ これらの機能を整備するには一定の面積が必要であり、当初、これを約3,400㎡と見込んでいたが、既述の各種経過を経て約2,500

ク 以上、請求人の主張は、区側の説明を踏まえられておらず、区としては、「新たな産業活性化拠点」として必要な機能や役割、または地域経済や区民生活の向上という、区内事業者及び広く区民に波及するような広く公益に資する観点からこの必要性を述べており、不当な点はない。

⑨ 「措置請求理由D.」について

ア 本事業は、旧池尻中学校跡地を活用した世田谷ものづくり学校の運営契約の終了や耐震補強工事の必要性等に伴い、その後の活用方法について後討を進めてきたものである。

イ 後利用の検討に当たっては、政策経営部において他の行政需要や土地の有効活用等も含め、旧池尻中学校跡地利用手法について検証を行っており、区内産業に変革をもたらす産業を呼び込む産業政策上の必要性やIT産業の中心地である渋谷への近接性、世田谷ものづくり学校であったという知名度やブランドなど、総合的な検討を踏まえて、新たな産業活性化拠点として活用することを決定したものである。

ウ 請求人は「すでに役割を終えた別の土地や近隣の有力な候補地から検討するのが合理的であり、校庭の立地や周辺状況を十分に検討せず、「校庭活用ありき」の姿勢を堅持して、校庭の一部を分割して本事業を遂行することは不当」と主張しているが、上述のとおり、立地や周辺状況に加え、全庁的な政策ニーズ等も十分踏まえてこの地を産業活性化拠点として整備することとしたものであるとともに、校庭を活用することの必要性はこれまでに述べてきたとおりである。

エ また、この地は令和4年5月末まで世田谷ものづくり学校として活用していた施設であり、知名度やブランドなどを含めて、「新たな産業活性化拠点」としてこれ以上の適地は存在しない。

オ また、イケ・サンパーク（池袋）、ポーナストラック（下北沢）、うめきた外庭SQUARE（大塚）を事例として挙げたことについて、請求人は「いずれも、すでに役割を終えた土地を新たな目的で活用したものであって、池尻小校庭のように、現に活用されている土地を途中で用途変更したものではない」と主張し、事例として不適切である旨の主張をしているが、これら事例は、その機能が着目して参考にしたものであり、それらの施設が立地する土地の歴史や経緯を参照の対象としているものではない。

カ 以上の理由により、請求人の主張する「本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切」との主張は妥当性を欠いている。

⑩ 「措置請求理由E.」について

ア 「新たな産業活性化拠点」は、世田谷ものづくり学校の考えを大きく踏襲し、学びや地域コミュニティの場も備えていくこととしており、従前の用途（その他：ものづくり学校）としての活用をベースとしている。

イ 一方で、主な機能として「①既存産業の活性化支援」、「②起業・創業の支援」、「③産業と連携した学びの支援」、「④区民・事業者に

0㎡に縮小した上で集約的に実施することとしたものであり、PTA及びスポーツ団体に譲歩する形で変更を行ったというのがこれまでの経過である。

ウ 区が本事業で目指す「新たな産業活性化拠点」の検討にあたって参考にした「福岡FGNや那古野キャンパスはいずれも産業活性化拠点として廃校活用された成功例であるが、校庭は使用されていない」と請求人は述べているが、両者はいわゆるインキュベーション施設であり、一部機能に類似する部分はあるが、区が目指す「新たな産業活性化拠点」とは機能や考え方を同質のものとするのではなく、両者が校庭を利用していないことを以て本事業においても校庭や空間を不要とすることを主張は妥当性を欠く。両者ともに、機能を参考としていたものであり、全く同一又は同様のものを世田谷区においても整備しようとしているものではない。仮に類似する施設であるとした場合においても、校庭等の空間を活用するかどうか、またその活用方法はそれぞれ地方自治体や運営事業者の方針や事情に左右されるものであり、他自治体又は他施設がそうであることを以て、その事例に整合させなければならない理由はない。請求人の主張は妥当性を欠くものである。

エ また、請求人の主張する世田谷公園において創業支援を行うべきとの主張については、隣接地に世田谷公園が存在することは事実であるが、公園は様々な住民のレクリエーションの空間や景観の形成等が目的であり、法令に基づきその利用や占有にあたっては制限や禁止行為が定められている。事業者が開発した機器の実証を目的とする事業や常設での創業支援スペースの確保、企業・団体・個人の多様なイベントなどを柔軟に行うことは適わない。

オ このように、区が想定している校庭を活用して行う取組は世田谷公園では不足だけでなく、校庭を活用した多様な活動が多様な人を呼び込む役割を担うとともに、校舎と校庭を連続性を持って活用するということや、その近接性から一体となつて様々な活動ができるといったことが本施設の特徴の一つとなると考えることから、校舎、校庭も一体的に活用することが必要である。

カ 以上の理由により、請求人の主張する世田谷公園を利用すればよいとの主張は妥当性を欠いている。

キ また、「施設全体の顔」として、校舎への人の流れをつくる役割に関する請求人の主張については、その目的のために校庭全体を利用するという趣旨で説明しているものではなく、そのような役割も担う、と述べたに過ぎない。校庭では、上述のとおり「テックロジョーを活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド」、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」（再掲）としての活用を図っていくものである。したがって、請求人の主張する「校庭の東端の一部を整備すれば（略）」との主張は、これらの活用方法を踏まえていないものであり、主張は妥当性を欠いている。

開かれた場(校庭、体育館)」として示しており、①と②とを中心とする一部施設については事務所用途への変更が必要な部分も生じると考えられることから、「旧池尻中学校跡地活用事業提案募集要項」において、「校舎棟のうち事務所として活用する部分については、床面積3,000㎡を限度に事務所用途に変更し、それに伴う必要な改修工事を実施することとしており、法の認める範囲で用途変更を認めることとしている。

ウ なお、校舎棟のその他の部分についてはこれまでの用途もしくはその他の第一種住居地域で認められた用途(建築基準法第48条第5項、別表第二(ほ)とするほか、体育館棟についてはこれまでの用途(その他：ものづくり学校)から変更しないことを前提としているものであり、建築基準法において第一種住居地域で認められる範囲で必要な用途変更を行う予定であることから、請求人の主張する「建築基準法の用途制限に違反」することにはならない。

エ なお、提案内容によっては、前述の通り校舎棟において請求人の主張する「飲食店やチャレンジショップ」を整備する可能性があるが、これについても、建築基準法における第一種住居地域内に認められた用途の範囲内での用途変更をすることが前提となり、したがって、建築基準法を超えた用途での使用は考えられておらず、違法とはならない。

⑩ 「措置請求理由F.」について

ア 請求人の主張する「建築基準法上の用途制限の対象外となる校庭の一部までも活用」とは車両であるキョッチャンカーやワゴン屋台等を指すものと考えられるが、これらは建築物ではないため、建築基準法に定められた用途制限に反するものではない。

イ また、第一種住居地域は、一定規模の事務所や店舗の建築が可能であることから、今回の事業はこの制限の範囲で取組を行うとすることがあって、都市計画法の趣旨に反するものではなく、不当な点もない。

ウ なお、校庭の利用にあたっては、当該地が保育園や小学校が隣接しており、住宅も多い状況を踏まえ、区が参画する運営委員会により十分に配慮した運営をする予定である。

⑪ 「措置請求理由G.」について

ア 池尻小学校の敷地は、「世田谷区都市整備方針」において、世田谷公園を中心とする「みどりの拠点」に位置付けられている。「みどりの拠点」とは「自然環境の視点から本区の骨格的な要素となるもののうち、拠点性が高い要素をみどりの拠点とし」、「自然環境の骨格的な要素となる拠点をみどりの拠点とし、大規模な公園やまとまりのあるみどりを位置づけ」たものに基づき、周辺の土地利用等に何らの規制を与えないのではない。

イ また、同整備方針内においては、「住宅地区」として「地域特性に応じた住環境の保全や改善、住宅相互の調和を図りつつ、生活利便施設などが適切に配置された土地利用を誘導します」とされているが、本件工

事はこれまで使用してきた池尻小学校校庭について、表層部の工事を行うものであり、何らかの土地利用の変更を行うものではないことから、今回の行為がこれらに違反となるものではない。

ウ 次に、請求人は世田谷公園が風景づくり計画における「まとまったみどりの芝生」とあることから、同公園の敷地境界から50m以内の池尻小学校校庭の芝生もまた「まとまったみどり」として保存すべきであると主張するが、景観法第8条において及び世田谷区風景づくり条例に基づき景観計画である「風景づくり計画」では、「まとまったみどり」とは近隣公園などの公園のほか、都市緑地、特別緑地保全地区、特別保護地区を対象とするものであり、これに該当しない池尻小学校の校庭の芝生は「まとまったみどり」ではないと解される。

エ 一方で同計画では「対象となるまとまったみどりの敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地」を「まとまったみどり基準」の対象範囲としており、当該敷地は世田谷公園敷地境界から50m以内に存在しているほか、「一般地域(住宅共生ゾーン)」にも指定されているが、「風景づくり」の基準は、建設行為等に対し、配置、高さ・規模、形態・意匠などについて定める基準です。以下の「ゾーン別基準」と「風景特性基準」を定めます。」とされており、今回の小学校校庭工事に係る芝の一部除去は、世田谷区風景づくり条例で定義する「建設行為等」に該当しないことから、基準及び法令に違反するものではない。

オ なお、改修工事において剥がす芝については、近隣の三信中学校への移植や池尻小学校校庭内スペースへの可能な限りの芝生の補植を進める。また、今後予定している旧池尻中学校跡地活用に伴う校庭の改修工事の際にも「風景づくり計画」を踏まえ、可能な限り緑化を推進していくことを予定している。

⑫ 「措置請求理由H.」について

ア 旧池尻中学校跡地を含む池尻小学校敷地については世田谷区地域防災計画において医療救護所、指定避難所、広域避難場所それぞれ指定されていることから、境界の防球ネットには、記述のとおり、扉を設け、緊急時の人の出入りを可能とすることで、医療救護所としての機能を損なわないようにする予定であるとともに、倉庫の利用に支障がないよう配置する予定である。

イ なお、請求人の指す防災倉庫は池尻小学校グラウンド側に存するコンクリートブロック造の倉庫と考えるが、当該倉庫は当初は解体も含めた検討を進めていたが、現在は取り壊さない予定で検討している。

ウ また、池尻小学校敷地は世田谷区地域防災計画において医療救護所、指定避難所、広域避難場所それぞれ指定されていることから、体育館及び校庭に建築物や大規模な工作物の設置は行わないことを公衆要項においても明記している。

エ なお、倉庫解体の予定はないが、令和3年3月及び同5月、池尻地区町会連絡会において、近隣地区の町会長・自治会長等に対して、本事業に関する説明をしている。

オ 以上のとおり、避難所等としての役割を果たすために必要な対応をしているものであり、請求人の主張するような不当な点はない。

以上述べてきたように、本事業については適法かつ合理性があるため、請求人が主張する差止めの対象行為を履行することが違法又は不当なものには当たらないとともに、区長の裁量の逸脱にも該当しない。

第3 監査対象部への事情聴取等  
本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。その要旨は以下のとおりである。

1 本事業の概要

(1) 本事業の概要について  
新型コロナウイルス感染症の流行により、区内経済・産業は極めて厳しい状況下にあるとともに、以前から課題として抱えている超少子高齢化の進行やデジタル化をはじめ様々な社会経済状況の変化に対して、区内の各事業者が対応していくことやそのための環境整備を図っていくことは喫緊の課題である。また、起業・創業支援による区内産業の新陳代謝を図ることは、地域経済の活性化及び持続的な地域経済の発展に向けて不可欠な要素であり、その重要性は増大している。

これらの課題に対応するため、世田谷区では、旧池尻中学校跡地で実施していた世田谷ものづくり学校の契約満了に伴い、後施設等を活用し、取り巻く地域経済や産業の状況、時代変化等を踏まえた新たな「産業活性化拠点」として再整備し、地域経済の活性化に向けた取組を実施していくこととした。本施設での様々な取組を通じて、2万社を超える区内事業者のみならず、今後の区内産業を担う若者や子ども、スキルアップや社会課題・地域課題解決に貢献したい区民の活動支援も視野に入れた、区民生活及び地域経済に広く波及のある公益性の高い取組を行うものであり、その際、校庭及び体育館についても、校舎と一体的に活用することで、より有効性の高い取組を行うこととしている。

(2) 施設概要

所在地：世田谷区池尻2-4-5  
敷地面積：9,441.872㎡  
延床面積等：校舎棟 3,481.67㎡  
体育館棟 2,768.50㎡  
校庭面積 2,500㎡ (有効面積のみ)  
用途地域：第一種住居地域

(3) これまでの経緯  
旧池尻中学校跡地活用については、令和元年11月に世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性についてまとめ、それ以降、議会、事業者、区

民等の意見を踏まえ、新しい産業活性化拠点として具体的な機能や成果指標の設定、運営や事業の評価のあり方などについて検討を深めてきた。

令和元年11月 区民生活常任委員会報告  
・これまでの実績の評価・検証、基本コンセプトの方向性  
・新たな世田谷ものづくり学校の方向性に係る懇談会  
令和2年7月 区民生活常任委員会報告  
・コロナ禍の影響を踏まえた対応について  
・基本コンセプト案について（施設一体活用、契約形態等）  
10月 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた基本コンセプト策定に向けた有識者との意見交換  
令和3年2月 区民生活常任委員会報告  
・新たな基本コンセプト（施設一体活用・運営形態等）について

文教常任委員会報告  
・施設一体的活用に伴う教育財産の扱いについて

3月 PTA・学校運営委員会への説明  
5月 地元町会へ説明・意見交換  
6月 地域住民説明会  
7月 スポーツ団体との対話  
9月 サウンディング型市場調査  
区民生活常任委員会報告  
・これまでの事業に関する評価・検証等について  
・サウンディング型市場調査の結果報告  
11月 今後の方向性について  
区民生活常任委員会報告  
・今後の進め方について  
12月 DX推進・公共施設整備等特別委員会  
・土地利用手法に関する検証

令和4年1月 区民生活常任委員会  
・産業構造の現状とそれを踏まえた具体的な機能  
区民生活常任委員会報告  
・運営手法、KPIの考え方、将来の総姿等  
3月 PTA・スポーツ団体への説明・対話  
PTA・スポーツ団体との対話  
4月 学校運営委員会への説明  
区民生活常任委員会（陳情審査）  
・旧池尻中学校跡地計画にかかる校庭等利用の見直しを求める陳情（継続審査）  
5月 PTA・スポーツ団体との対話  
区民生活常任委員会報告